

☆取り組みの視点①(案)

北沢 栄

〈基本的視点〉

国の補助金等が、直接、民間に渡って生かされ、生活者や事業者に役立っているか。政府系法人が介在して“甘い汁”を吸っていないか。政府系法人は「民間ではできない事業」をやっているか否か

* 補助金、委託費 etc. について

- ・ 公金が直接、受給対象者・対象事業者に支給されているか否か
 1. 直接交付の場合 → 事業存続の方向
 2. 間接交付(天下り先の独法、公益法人 etc.が介在) → 介在法人廃止の方向

* 研究、調査 etc. の委託事業について

- ・ 企画立案機能は本省庁が本来持つべき → 委託研究テーマなどは毎年度厚労省が選定し、委託先に予算を付ける →
 1. 研究・調査系の独法は廃止・民間委託の方向 → 大学、企業、NPO etc.への直接委託によりコスト削減および民間への資金と活力の注入
 2. 全国的な規模の委託事業(給付事業 etc.)を行う独法の扱い → 地方移管の方向 → 地方のことは地方で(自治体の仕事は自治体で)

以上